

第203回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日時：令和元年4月10日（水）13:00～13:25

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから、第203回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　第2部の2つの議題につきましては、個別の民間企業等の情報を取り扱うことから、これらの議事については委員会として必要とご判断された場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思っております。

会議資料について情報公開請求がなされた場合には、その対応について改めてご相談させていただくこととしたいと思います。

以上、ご判断いただければと思います。

○八田委員長　それでは、今説明がありましたように、議事次第において、第2部として記載されている議題について非公開の開催ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異存ありませんでしたので、そうさせていただきますと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の（1）「日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　説明申し上げます。資料3でございます。3/82ページ以下であります。

まず、趣旨でございます。指定法人でございますので、一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程の変更について、法律上、認可が必要であるということになってございますけれども、認可申請に当たって、経済産業大臣から本年3月26日付で当委員会

に対して意見聴取がこの間行われたということを踏まえまして、業務規程変更認可申請についてご検討いただくというものであります。

ポイントでございますけれども、間接送電権取引市場を本年4月20日から創設することを予定されてございまして、それに合った業務規程の変更認可申請であるということでございます。

後ほどご説明しますが、変更の審査の結果としては、審査基準に照らして適正であるということではないかと考えてございます。関係する資料として9ページ目に日本卸電力取引所からの業務規程の変更認可申請書を添付させていただいております。この中の23ページから間接送電権取引に関連する部分が記載されております。関連しまして、ページ大分飛びますけれども、65ページ及び66ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

具体的中身について、43ページからでございますけれども、参考資料3-1で簡単にご説明させていただきます。

まず、43ページでございます。先ほどの説明と重複するところでございますけれども、指定法人である日本卸電力取引所について、その業務規程の変更については、経済産業大臣の認可を取得するというところでございます。

その上で、47ページでございますけれども、間接送電権についてはどういうものかということについて、既に何回か説明させていただいて重複するところがございますが、一応振り返りとしてつけさせていただきます。

要は、送電線混雑によって市場分断が起きる、その結果としてスポット市場の約定価格がエリアによって分かれた場合に、その差額を補填するという権利であるということでございます。

48ページの市場開催時期について書かせていただいておりますけれども、本年4月取引開始をして、4月20日の段階で2019年6月分の間接送電権を取引するということになってございます。

続きまして、49ページでございますけれども、改正ポイントと審査基準というところでございます。

まず、商品については、市場分断の動向等々を踏まえまして、FC、北本、関門、その他の商品が設計されるということになってございます。

期間としては、その1週間と、土曜日から翌週金曜までということになってござい

ます。

入札方法については、基本的にはシングルプライスオークションが予定されています。

こういった改正のポイントを踏まえまして、審査基準がどうなっているかというところについて50ページに書かせていただいております。基本的には取引の公正と現物市場における取引に影響がないかという観点から審査を行うことになってございますけれども、事務局としては、基本的に問題がないと判断してございます。

先ほどの説明に若干補足でございますけれども、51ページに、商品の形態について細かいところを書かせていただいております。

52ページに、その商品の前提となるような市場分断の状況について紹介させていただいてございまして、基本的に市場分断が多いところについて、間接送電権商品がつかれるという構成になってございます。

その上で、55ページで、間接送電権の発行量について簡単に言及させていただいております。ここでは、間接送電権について、発行量については運用容量からマージンと間接オークションの経過措置の数量を除いた量が発行されるということでございます。したがって、経過措置が不必要に使われるということになると、結果として、発行数量が少なくなるということでございますので、間接送電権は不必要に過量産しないような形で、広域機関による監視をしていく必要があるということでございます。56ページでございます。

事務局としては、この業務規程の変更認可の申請について問題がないと考えてございますけれども、委員会としてのご審議をお願い申し上げたく存じます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対して質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

特に異議がございませんでしたら、経済産業大臣にこの内容で、今の説明のとおり回答することにいたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

議題の(2)「託送供給等約款の変更の認可について」、恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 PDF68ページ、資料4でございます。これは、東京ガ

ス株式会社から託送供給約款の変更の認可申請がありまして、大臣から意見を求められているという案件でございます。

下の1.の経緯のところをごらんください。東京ガス株式会社は、一部の供給区域について、日本ガス株式会社の供給区域と重複していることが判明したということで、それを解消するという手続を今進めております。

既に本年3月に、ガス事業法に基づきまして、重複していた供給区域を減少するという変更の許可を既に受けております。今回の申請は、その変更を託送供給約款に反映をするというものでございまして、4月4日付で申請があったというものでございます。

その下、2.が変更の内容でございます。託送供給約款の別表第12というところに供給区域を示す表がついておりまして、それについて2.に書いてあるとおり、変更前、「千葉県富里市日吉倉」となっているところは、変更後、「千葉県富里市日吉倉のうち字」以下、記載のとおりということで、日吉倉という地域について、現行の託送約款では全域となっているところを一部の地番、あるいは字に限定をするという改正でございます。

これにつきまして、3.でございますが、事務局としては、法律に照らして問題ないと考えられるために、認可することに差し支えないという形で回答したいとしてはどうかと考えてございます。

少し詳しくご説明しますと、その後、69ページに新旧対照表がついてございます。先ほどご説明したとおりでございます。

それから、具体的な地図は、その後、70、71ページでございますが、71ページの地図の青いところが日本ガスとかぶっているということで、ここを減区するという改正でございます。

そもそも何でこういうことになってしまったかと簡単にご説明をしますと、東京ガスが29年に区域を広げたときに、日本ガスの供給区域をよくチェックせずに区域拡張の手続をしてしまったということでございまして、それを今回気づいたので減らすと。ちなみに、広げてから約2年たっておりますけれども、このエリアには東京ガス導管から受けているお客さんはいないというのが今の現状でございます。

これを踏まえまして、事務局としての審査結果がその次の72ページの表につけてございます。法律の条文に照らしまして、項目ごとに記載をしております。先ほどの

繰り返しになりますが、今回、東京ガスが供給区域から外すエリアについては、現時点で東京ガス導管から供給を受けている需要家がないということで、実質的な影響はないと考えてございますので、いずれの項目についても特に問題ないと考えてございます。

これを踏まえまして、73ページのとおり認可することに依存はない旨、大臣に対して回答したいと考えてございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。ただいまの説明内容について、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局からご説明があったとおり、認可することに依存がない旨、回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにいたします。

本日、第1部で予定していた議事は以上ですが、何かほかにありますか。

（発言等：なし）

○都築総務課長　第2部につきましては、準備が整い次第開催いたしますが、以降の議題につきましては非公開となりますので、一般傍聴の皆様におかれましては、ここでご退室をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○八田委員長　それでは、これにて第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——